



産業廃棄物処理施設設置許可証

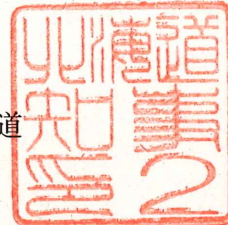
令和2年(2020年)年3月26日

住所 北海道札幌市厚別区上野幌二条三丁目1番16号

氏名 株式会社大伸 代表取締役 太田 直孝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	令和2年(2020年)3月26日	許可番号	空環生第3317号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第7条第1号(汚泥の脱水装置) ----- 汚泥		
設置場所	北海道空知郡南幌町759番56		
処理能力	29.2 m ³ /日(8時間)、3.65 m ³ /時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(空知総合振興局)